

田原市ごみ中継施設整備工事

【優先交渉権者決定基準書】

令和4年10月

愛知県田原市

目 次

1 審査の概要	-1-
（1）優先交渉権者決定基準書の位置づけ	-1-
（2）審査方法	-1-
（3）選定委員会の設置	-1-
（4）審査全体の流れ	-1-
（5）優先交渉権者等の決定	-1-
2 第一次審査の内容と方法【資格審査】	-3-
3 第二次審査の内容と方法【提案審査】	-3-
（1）基本的事項の確認	-3-
（2）見積価格の確認	-3-
（3）ヒアリング	-3-
（4）選定委員会の意見の取扱い	-4-
（5）評価項目に基づく審査の取扱い	-4-
（6）技術提案書類及び見積書の審査	-4-
（7）優先交渉権者の選定	-6-
（8）次点優先交渉権者の選定	-6-

1 審査の概要

(1) 優先交渉権者決定基準書の位置づけ

優先交渉権者決定基準書は、田原市（以下「本市」という。）が田原市ごみ中継施設整備工事（以下「本工事」という。）の優先交渉権者を決定するにあたって、公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）のうち、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示したものである。

(2) 審査方法

本工事の実施については、専門的な知識やノウハウ（設計技術力、建設技術力等）を有することが必要不可欠である。そのため、優先交渉権者の選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る価格（以下「見積価格」という。）及び技術提案書類の提案内容等（以下、「提案内容」という。）について総合的に評価する、公募型プロポーザル方式を採用する。

(3) 選定委員会の設置

本市は、優先交渉権者の審査実施にあたって、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、田原市ごみ中継施設整備工事プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(4) 審査全体の流れ

審査は、第一次審査「資格審査」、第二次審査「提案審査」の二段階で実施する。

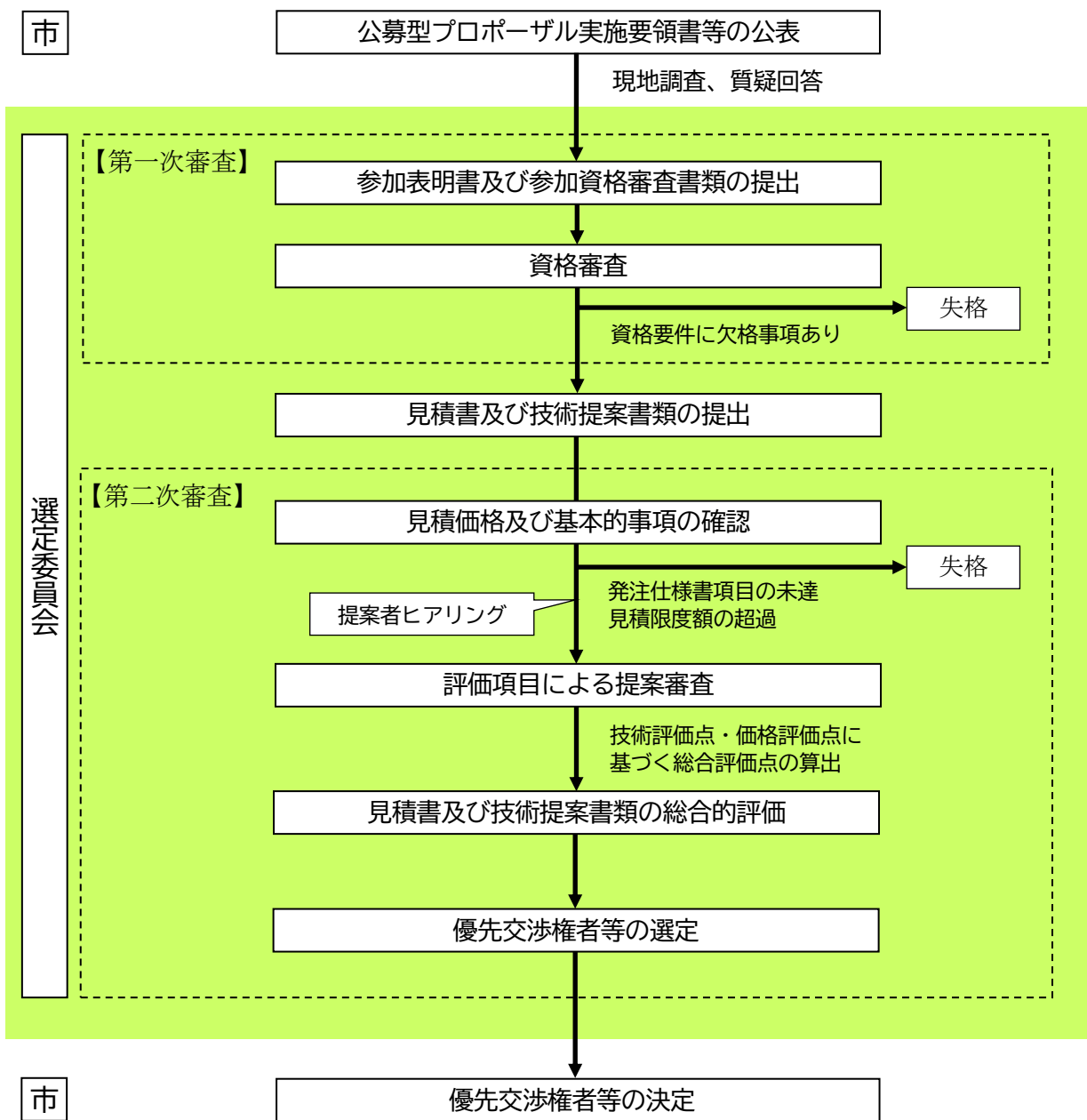
第一次審査の資格審査では、プロポーザル参加希望者の資格や実績といった事業遂行能力の確認を行い、参加資格が確認できたプロポーザル参加者だけが第二次審査の提案書類審査を受けることができる。

なお、第一次審査の結果は第二次審査に影響しない。

第二次審査の提案審査では、提案内容及び見積価格を総合的に評価し、優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定する。

(5) 優先交渉権者等の決定

本市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。



2 第一次審査の内容と方法【資格審査】

プロポーザル参加希望者が、公募型プロポーザル実施要領書の「プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に規定した事項を満たしているか否かについて、プロポーザル参加資格審査に関する提出書類に基づき審査を行う。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

3 第二次審査の内容と方法【提案審査】

(1) 基本的事項の確認

本市は、第一次審査を通過したプロポーザル参加者の提案内容が、発注仕様書の内容を満たしているか否かについて、技術提案書類への記載事項を確認する。

提案内容が発注仕様書を充足していないと確認される場合は失格とする。

ただし、その内容が意図したものではなく、かつ、提案内容及び見積価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該プロポーザル参加者を失格としないことがある。この場合、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対してプロポーザル参加の希望を確認し、当該プロポーザル参加者が見積価格の変更を行わずに当該箇所について発注仕様書を満たさせることを条件とする。

また、発注仕様書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行ったプロポーザル参加者に対して直接確認することがある。

(2) 見積価格の確認

本市は、プロポーザル参加者が提示する見積価格が、見積限度額以下であることの確認を行う。

なお、この条件を満たさない見積価格を提示した場合は失格とする。

(3) ヒアリング

選定委員会は、第一次審査を通過したプロポーザル参加者に対し、技術提案書類の内容の確認等（質疑応答）を目的として、提案者ヒアリングを実施する。

ヒアリングはプロポーザル参加者ごとに行い、時間は60分程度を想定する。

ヒアリングにおける発言・回答内容等は、技術提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

また、ヒアリングは、各プロポーザル参加者の独自ノウハウに関する内容を含むことなどから、非公開で実施する。

プロポーザル参加者から提出された技術提案書類に疑義がある場合には、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 選定委員会の意見の取扱い

選定委員会では、プロポーザル参加者からの提案内容に対して意見が出される場合がある。その場合、請負契約の締結の段階で、選定委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、優先交渉権者との間で合意した場合には、施工等の条件として加味する必要があることに留意すること。

(5) 評価項目に基づく審査の取扱い

評価項目に基づく審査については、発注仕様書以上の提案が具体的に行われている内容に対して評価を行う。原則として、優先交渉権者が提案した提案内容が、請負計画で定める業務水準となり、契約者は、提案内容に拘束される。

しかし、本市は、優先交渉権者との間で協議のうえ、諸事情を考慮し、優先交渉権者の提案内容のうち発注仕様書以上の提案について、その一部または全部を請負契約で定める業務水準とはしないことの決定をすることができ、優先交渉権者は、係る本市の決定に拘束されることがあることに留意すること。

(6) 技術提案書類及び見積書の審査

1) 評価方法

プロポーザル参加者の見積価格により「価格評価点」を算出する。

技術提案書類に基づき選定委員会で評価、審査した結果により、「技術評価点」を算出する。

なお、総合評価点及び価格評価点は、次の方式で得点を算定する。

$$\text{総合評価点 (100点)} = \text{価格評価点 (40点)} + \text{技術評価点 (60点)}$$

$$\text{価格評価点} = \text{最低見積価格} / \text{提案見積価格} \times 40 \text{点}$$

2) 評価基準等

選定委員会は、表1に示す技術提案項目、企業能力項目及び技術者能力項目に基づき、提案内容において発注仕様書以上の具体的かつ優れた提案がなされている内容について審査を行う。

技術提案に関する点数化方法は、表2に示すとおりとする。

表 1 技術評価項目

分類	評価項目	評価の視点・基準	評価区分	配点			
技術提案書類 (注1)	(1) 技術提案	①施設配置・動線計画	工事中を含め、安全性・利便性を踏まえた施設の配置計画や施設内外の動線計画について、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	10	56	
		②ライフサイクルコストの低減	ライフサイクルコストの低減について、現場条件等を踏まえて、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	10		
		③施設の運営管理	運転人員、運転及びメンテナンスの容易さ、運転効率等を含めて、施設全体の運営管理に関して、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	10		
		④保守点検、修繕、アフターサービス体制等	施設の保守点検、修繕、アフターサービス体制や、ごみの量的変動等に対する対策、トラブルの未然防止及び事後対策等のメンテナンス性について、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	10		
		⑤周辺環境への配慮	工事中及び施設稼働後において、公害防止基準の遵守など周辺環境への影響を抑制し、現場条件等を踏まえた、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	8		
		⑥災害時の対応	災害発生時の対応及び早期復旧について、現場条件等を踏まえて、具体的に優れた提案がなされているか。	定性	8		
	(2) 企業能力	一般廃棄物中継施設又は一般廃棄物処理施設施設の施工実績 過去10年間以内に施設の施工実績について、単体企業又はJVとして請け負った工事 (注2)	2件以上	定量	2	4	
			1件		1		
			上記に該当しない		0		
		(3) 技術者能力	配置予定技術者の実績 過去10年間以内に同種工事についての過去の主任技術者・監理技術者としての施工経験 (注2) (注3)	2件以上	定量		2
				1件			1
				上記に該当しない			0
技術評価点 (合計)				60			

(注1) 技術提案の評価は、発注仕様書を基準として評価を行う。

(注2) 過去10年間とは、本工事の入札公告日を基準とする。

(注2) 共同企業体の構成員としての実績は、2者JVで出資比率30%以上、3者JVで20%以上の場合を実績として認める。

(注3) 同種工事の実績とは、一般廃棄物中継施設又は一般廃棄物処理施設施設（粗大・リサイクル施設）の建設工事をいう。

表 2 技術提案の点数化方法

評価	評価基準の考え方	採点の算出方法
A	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、非常に大きな効果が期待できる。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、大きな効果が期待できる。	項目ごとの配点×0.75
C	当該評価項目において、発注仕様書を十分に理解した具体的な提案であり、一定の効果が期待できる。	項目ごとの配点×0.50
D	当該評価項目において、発注仕様書を理解した程度の提案であり、提案内容の効果が把握できない又は期待できない。	項目ごとの配点×0.25
E	当該評価項目において、発注仕様書に対する具体的な提案が認められない。	項目ごとの配点×0.00

(7) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、プロポーザル参加者の見積価格及び技術提案内容における総合評価点に基づき、優先交渉権者等を選定する。

ア 総合評価点の最高得点者を優先交渉権者とする。

イ 総合評価点の最高得点者が複数ある場合には、以下の順位で優位に評価するものとする。

- ① (1) 技術評価点が高い者
- ② 評価項目「保守点検、修繕、アフターサービス体制等」の得点が高い者
- ③ 評価項目「ライフサイクルコストの低減」の得点が高い者
- ④ 評価項目「施設の運営管理」の得点が高い者
- ⑤ 評価項目「施設配置・動線計画」の得点が高い者
- ⑥ 評価項目「災害時の対応」の得点が高い者
- ⑦ 評価項目「周辺環境への配慮」の得点が高い者
- ⑧ (2) 企業能力項目の得点が高い者
- ⑨ (3) 技術者能力項目の得点が高い者

(8) 次点優先交渉権者候補者の選定

優先交渉権者の都合により請負契約を締結しない場合、又はプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じたことにより優先交渉権者との間で請負契約が締結できない場合には、本市は、次点優先交渉権者候補者と契約交渉を行うものとする。

その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に係る各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。